

ホームクリニックみまたでは、人生の最終段階を迎える患者が、その人らしい最期を迎えられるよう、「適切な意思決定に関する指針」を策定しました。

## 1. 基本方針

人生の最終段階を迎える患者が、その人らしい最期を迎えられるよう、多職種の医療・介護従事者にて構成される医療・ケアチームは、患者・家族等に適切な説明と話し合いを行うことに努め、患者本人の意思決定を尊重した医療・ケアを提供します。

## 2. 人生の最終段階の定義

人生の最終段階とは、患者自身の状態をふまえて、医療・ケアチームにて判断します。

- ① がん末期のように、予後が数日から長くとも数ヶ月と予測される場合
- ② 慢性疾患の急性増悪を繰り返すなど、予後が短い可能性が高いと予測される場合
- ③ 脳梗塞や加齢にともなう老衰など、予後が数ヶ月から数年と予測される場合

## 3. 人生の最終段階における医療・ケアのあり方

- ① 医療・ケアチームは、患者本人の意思が変化しうるものであることをふまえ、患者本人が自らの意思をその都度示し、周囲に伝えることができるような支援を行います。
- ② 本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性がある場合、家族などの信頼できる方を含めて、本人との話し合いを繰り返し行います。また、この話し合いに先立ち、本人が特定の家族などを自らの意思を推定できる者として前もって定めておくことも大切です。
- ③ 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。
- ④ 医療・ケアチームは、可能な限り、疼痛など不快な症状を緩和するよう努め、本人・家族等に対して、精神的・社会的な援助も含めて総合的な医療・ケアを行います。
- ⑤ 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死については、本指針では対象としません。

## 4. 人生の最終段階における医療・ケア方針の決定手順について

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次のものとします。

### 【本人の意思確認ができる場合】

- ① 本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師などの医療従事者から適切な情報の提供と説明を行います。本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いをふまえた上で示された本人による意思決定を基本とし、多職種の医療・介護従事

者にて構成される医療・ケアチームとしての方針決定を行います。

- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更などに応じて、本人の意思は変化します。その都度適切な情報提供と説明を行い、本人が自らの意思の変化を家族や医療・ケアチームに伝えることができるように支援します。なお本人が自らの意思を伝えられなくなる場合も想定し、家族等を含めた話し合いを繰り返し実施できるよう努めます。
- ③ このプロセスにおいて話し合った内容についてはその都度、診療録に記載します。

**【患者本人の意思確認ができない場合】**

- ① 患者本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームのなかで慎重に判断します。
- ② 家族等が患者本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとって最善の方針をとることを基本とします。
- ③ 家族等が本人の意思を推定できない場合には、患者本人に代わるものとして家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。
- ④ 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、話し合いを繰り返し実施できるよう努めます。
- ⑤ このプロセスにおいて話し合った内容についてはその都度、診療録に記載します。

**【複数の専門家からなる話し合いの場の設置が必要な場合】**

方針の決定に際し、家族間での意見がまとまらない場合や、医療・ケアの方針が決定できない場合には、本人または家族等の同意を得て、外部の専門家（医療倫理の精通者や国が行う研修会の修了者など）を交え、方針等について検討します。

(ア)医療・ケアチームとの話し合いにおいて、心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合

(イ)本人と医療・ケアチームとの話し合いを重ねても、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

(ウ)家族間での意見がまとまらない場合等、医療・ケアの方針が決定できない場合